1967
10月号
No.167
編集兼発行
鮫川村
総務課
境町 佐藤印刷所

広報 さめがわ

10月の人口と世帯
人口 7,324(＋3)
男 3,657(－1)
女 3,667(＋4)
世帯数1,236(0)

大建設事業を完成しながら
引続き健全財政を堅持す

昭和四十一年度一般会計決算剰余金 六〇六万三千余繰越

昭和四十一年度は、鮫川村公民館の新築という大事業があり、青生野小学校舎の第二期建築工事、集中豪雨による災害の復旧事業、辺地対策道路改良事業、学校給食センターの運営開始など大きな事業が数多く計画され、予算も大型化し事務量も増加したが、村民皆様の協力と国県関係機関の援助により、計画事業は完全に執行され、その他の一般事務とともに、五月末出納閉鎖し、決算はその後整理のうえ監査委員の審査に付され正当なることを認められた後九月定例議会に提出されました。

定例議会は九月二十七日から三日間を予定され、慎重に審議を重ね次のように認定されました。



母子健康センターはいつも繁じようしていますが、助産だけでなく、乳幼児の定期検診も行なわれ、なかなかの盛況です。

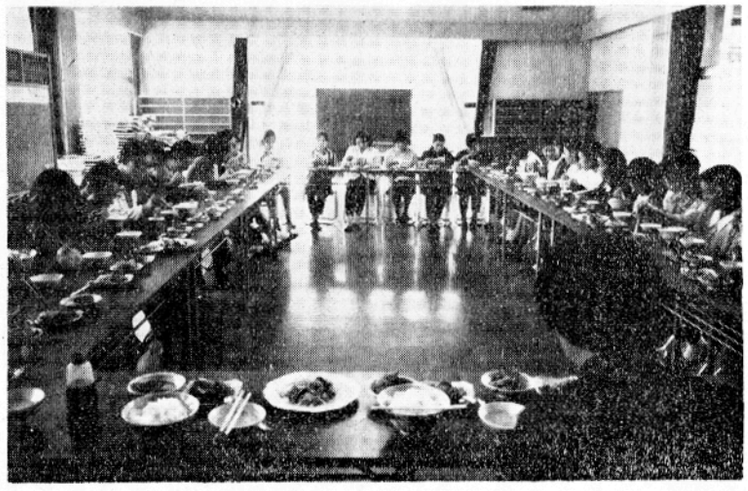

農家の花嫁さんを養成する花嫁教室は、鮫川村公民館で料理の実習を行ない、たのしい昼食会が開かれました。

昭和41年度 東白川郡 鮫川村一般会計歳入歳出決算書

歳入

款	予算現額	調定額	収入済額	予算現額と収入済額との比較
1 村税	16,141,000円	16,239,636円	16,239,636円	98,636円
2 臨時地方特例交付金	1,017,000	1,017,000	1,017,000	0
3 地方交付税	70,224,000	70,224,000	70,224,000	0
4 分担金及び負担金	449,000	450,252	450,252	1,252
5 使用料及び手数料	1,333,000	1,268,430	1,268,430	△64,570
6 国庫支出金	14,613,000	14,837,126	14,837,126	224,126
7 県支出金	21,357,000	21,530,515	21,530,515	173,515
8 財産収入	693,000	806,739	806,739	113,739
9 寄附金	2,070,000	2,088,155	2,088,155	18,155
10 繰越金	7,886,000	7,886,235	7,886,235	235
11 諸収入	1,122,000	1,189,850	1,189,850	67,850
12 村債	12,700,000	12,700,000	12,700,000	0
13 繰入金	1,356,000	1,356,000	1,356,000	0
歳入合計	150,961,000	151,593,938	151,593,938	632,938

歳出

款	予算現額	支出済額	予算現額と支出済額との比較
1 議会費	4,568,000円	4,466,303円	101,697円
2 総務費	25,472,000	24,404,538	1,067,462
3 民生費	5,332,000	5,105,757	226,243
4 衛生費	2,420,000	2,117,204	302,796
5 労働費	4,628,000	4,580,851	47,149
6 農林水産業費	32,812,000	31,767,499	1,044,501
7 商工費	234,000	184,590	49,410
8 土木費	11,495,000	11,227,728	267,272
9 消防費	5,400,000	5,297,171	102,829
10 教育費	43,785,000	42,967,498	817,502
11 災害復旧費	9,548,000	9,389,657	158,343
12 公債費	4,022,000	4,021,391	609
13 予備費	1,245,000	0	1,245,000
歳出合計	150,961,000	145,530,187	5,430,813

才入才出差引残額 6,063,751円　うち翌年度繰越額 6,063,751円

御礼

各位

十月三日、渡瀬小中学校火災の際は、早速かけつけて頂きまして、消火に御尽力下され、その後被災地の後片付、応急措置、御見舞等格別の御厚情を賜わりましたことを深く感謝申し上げます。

おかげ様をもちまして、小学校児童は残存の構内建物その他に、中学校生徒は鮫川中学校の校舎に収容して授業を続けております。今後校舎の再建復興につきましてはそれぞれ計画を進めておりますので、何卒御協力を賜わりますよう御願いいたします。

鮫川村教育委員会
鮫川村

納税だより

豊作の秋を迎え、納税者の皆さんには何かとお忙しい事と存じます。

村税の納期内完納につきましてはいつも御協力をいただき、おかげ様で納税成績も年々上昇しております。

特に組員協力一致して毎月百パーセントの納期内完納を実行されている方々にはいつもながら深く感謝致します。

しかし、依然として納税は年末に一回に納めるものとして、未納の方もあるのは大変残念な事です。

村では只今、火災のために失つた渡瀬小中学校の復興に全力を傾注しておりますが、この復興に要する資金は数千万円に達するものといわれております。これらの財源の基幹となるものが村税であることは勿論です。焼失による学校建築に国や県の補助金が全然ないことは申すまでもなく自主財源である納税が一層重要に感じられます。

こうした現況にあるわけですから、未納の村税はすぐに納めて下さるようお願いする次第です。

なお年末に一回に完納する場合は、特別の理由がない限り延滞金を加算して納めていただくことになり、大変御迷惑をかけますから、万障繰合せこの際未納分を整理して下さるよう重ねてお願い致します。

（税務課）

役場のしごと

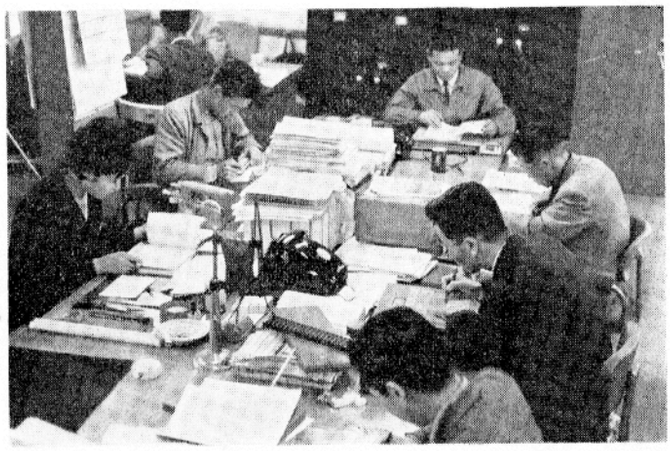

産業課

今月号は産業課の内容をお知らせします。

◎農政係

新農村建設事業、そして農業構造改善事業と国の新しい施策によつて農業所得の向上を図つてきましたが、こんどは林業構造改善事業を実施することになり、林業の面から農林業者の経営の改善所得の向上を図ることになりました。

それに、一般農政関係、商工業、土地改良、農地及び開拓、青年研修所、畜産センター、農業改良推進員、海外移住、東白農機運営組合、有害鳥獣駆除、電気導入等、農政部問を中心に業務の範囲も大変広くこれらの事業を振興するための予算は、十月現計三千四百七十万円となつております。

◎建設係

一雨降ると歩くことも困難であつた過去の道路から、失対事業で砂利の採取から運搬敷均しまで機械化され、ダンプも数台、フルに運行され、現在では村道各線とも次第に良い路面となりつつあります

この道路、橋の維持管理、新設や災害の復旧、河川、治山及び砂防、保安林、農林道開拓道、農地の災害復旧、建築と各種の建設事業を担当しており、毎日のように現場勤務が多く、やりがえもあるがなかなか骨のおれる係ともいえます。

さて、村道の面積を見ると四六〇、四二七㎡で、延長は一四一、八七六mもあり、これらに要する土木費と失業対策事業費に使われる予算は、現計、一千七百万円となつております。

◎出先機関

畜産センターにおいては家畜の改良増殖、経営改善、技術の指導、牧野及び飼料に関すること。また乳牛、和牛、家畜の衛生保健、防疫、畜産物の生産、集出荷販売、それに診療となつております。

（電話　一一二番）

産業課のスタツフ

課長　金沢　次男

◎農政係長　蛭田　三夫
関根　武捷
添田　剛弘
生田目ハツヨ

◎建設係長　鷲野谷武志
関根　義栄
森　一一
舟木　利次
金沢　省道

◎畜産センター所長　中井　光徳
青戸　学男

財政の歩み (6)

昭和四十一年度決算の展望

村長　石田　卯子八

昭和四十一年度の一般会計歳入歳出決算は、監査委員の監査を経て、九月定例村議会に提出され、審議をつくされた後認定されました。

歳入　一五一、五九三千余円
歳出　一四五、五三〇千余円
差引残金　六、〇六三千余円

は昭和四十二年度に繰越すことになりました。

先づ予算の執行率からみると、歳入額は予算額より〇・四二％増で不納欠損額収入未済額は〇で、納税の完納は十ヶ年に達し、深く感謝にたえません。

歳出の予算に対する不用額の比率は三・五九％で、これが既定予算の中で執行上節約された額とみることができます。

この決算の中で、一番大きな額を占めるのは教育費で、四千三百万円に近く、歳出総額の約三〇％に相当します。

その中で公民館建築費一千四百五十三万三千余円、青生野小学校第二期建築工事費六百十万円、学校給食センター運営費等の給食関係費三百九十一万八千余円などが目立ちます。

学校給食は、よろこばれている施設ですが、運営費にこの程度の支出を伴なうことは注目すべきであります。

農林水産業費は、三千百七十六万七千余円で、農業構造改善事業の補助金等一千二百八十四万三千余円が含まれ、この事業費総額は二千七百八十一万四千余円に及びました。

この年度に行なわれた林道開設事業は六線、治山事業は滝の下、草牛の二ヶ所で行なわれました。

なおへき地農山漁村振興特別対策事業という県単事業を郡内で初めてとりいれ、前田農道橋を完成しました。

商工会には若干の補助金を増額したほか、商工業振興資金融資の途を開き、一千万円を上限として利用して貰うことにしました。

失業対策事業については、特に大きな変化はありませんが、年間四百五十八万余円を要し、村道四七ヶ所、三、一五八立米の砂利敷を行なうことができました。

土木費では初めて辺地債を認められ、赤坂勿来線、蕨の草木戸沢間に五百万円からの事業を行なつております。

この事業は補助制度はないが、起債の元利償還について地方交付税に算入されるという特点があり、今後も継続したいと考えております。

県道の改良、橋梁の架換工事は、勿来棚倉線その他で行なわれ、彦次郎橋も完成しました。

辺栗地内の河川防災工事も継続され、県関係事業は合せて一千五百十万円余で、それぞれ村は一部負担金を支出しております。

災害復旧事業は、土木、林道、文教、農業施設合計十四ヶ所について施行し、九百三十八万九千余円を要しましたが、国の高率補助をうけ施行箇所は何れも面目を一新し、安心して通れる道路、安心して学べる校地となりました。

母子健康センターは、県から助産所の指定をうけたため県費の措置費が入るので、村の負担分は極めて少くなりました。

起債の元利償還は計画通りに行ない、四百二万一千余円を支出しました。

一面、健全財政を保持する建前から、村有林の管理に力を注ぐとともに、財政調整基金に三百二万五千円を積立て総額を一千万円以上とし、その他基本財産を充実するなど今後の財政に備えることにしてあります。

四十一年度は、計画された事業も多く、財源も決して豊かではなかつたのですが、村民皆様の村政によせられる御協力と、国、県関係諸機関の心暖まる御配慮のあつたことに、改めて謝意を表する次第です。



「火の用心」という言葉は天正十二年（一五八四年）家康と秀吉が小牧山で戦つたとき家康の家来本多作左エ門が国元へおくつた陣中便りにあるのが一番古いといわれている。

M一筆啓上、火の用心、おせん泣かすな馬肥やせ

江戸幕府で火の用心の字句を使つたのは慶安元年（一六四八年）十二月にだした町触れに「一つ町中の者は交代で夜番をすること、月行事は時々番を見廻るべし、店子たちは各自に火の用心を厳重にせよ」と使つてある。

明暦二年（一六五六年）のお触れに風が強いときは月行事は町内を走り回つて火の用心を戒める」とある。

（日消九月号より）

保険税のゆくえ

――昭和四十一年度国民健康保険事業会計決算状況――

昭和三十四年事業再開以来九年目を迎えた村国民健康保険事業の昭和四十一年度決算状況を簡単にお知らせいたしましょう。

収入額はみなさんに負担していただいた国民健康保険税が、九百七十八万九千四百二十円（一世帯当り平均九千四百二十八円）、国が負担、補助してくれた分が、千六百一万円四千七百六十六円。村の一般会計より繰入れた額が五十万円。前年度の剰余金を繰越した額が二百四十九万三千八百二十一円。その他二十三万二千二円、合計二千九百三万九円でした。

一方、支出については、国民健康保険税全額と国庫支出金の内千三百七十一万七千九百六十七円が保険給付金に充てられました。即ちみなさんが支払うべき医療費の内七割相当額を、みなさんに代つて医院に支払い、また、みなさんの家族が、出産、育児、または死亡した際お役にたてていただくために給付金をさしあげました。

この金額は二千三百五十万七千三百八十七円にのぼります。これを、一世帯当り平均にすると二万二千七百十二円となりますから、九千四百二十八円の国民健康保険税を納付したかわりに、その二・四倍に当る二万二千七百十二円を保険給付金として受取られたことになります。

また国庫支出金の残り二百二十九万六千七百九十九円と一般会計繰入金五十万円、繰繰金など五十万千三百九十円は、この事業を運営していくうえに必要な人件費、事務費三百二十九万八千百八十九円に充てられました。

そのほか、保険給付費支払準備積立金の利子が四万九千四百七十二円となったので、これを全額積立て、一方、前年度、国が負担してくれた負担金などを精算して過払分となつた八万五千七百三十三円はこれを返納しました。

この結果、二千九百三万九円の収入に対して、支出は二千六百九十四万七百八十一円で二百八万九千二百二十八円の剰余金を生じたので、この内、七十万七千円は、保険給付費支払準備積立金に積立て残り百三十八万二千二百二十八円を昭和四十二年度に繰越すことになりました。

国民健康保険事業会計は、国民健康保険税の毎年度に亘る増税と、一般会計からの援助などによつて、黒字決算になつているものの、税負担能力には自ら限度があり、また産業振興や住民福祉の向上のためにつかうべき一般会計の財源を国民健康保険特別会計に繰入れるのは望ましくないので、各市町村とも国が早急に抜本的対策をたててくれることを切望しているわけです

昭和41年度 国民健康保険事業会計決算書

（歳入）

款	予算額	収入済額	収入未済額
1. 国民健康保険税	円 9,806,000	円 9,789,420	0 円
2. 使用料及び手数料	25,000	21,000	0
3. 国庫支出金	15,536,000	16,014,766	0
4. 財産収入	42,000	49,472	0
5. 繰入金	500,000	500,000	0
6. 繰越越	2,493,000	2,493,821	0
7. 諸収入	36,000	161,530	0
歳入合計	28,438,000	29,030,009	0

（歳出）

款	予算額	支出済額	不用額
1. 総務費	円 2,747,000	円 2,631,186	円 115,814
2. 保険給付費	24,001,000	23,507,387	493,613
3. 保健施設費	716,000	667,003	48,997
4. 基金積立金	50,000	49,472	528
5. 諸支出金	87,000	85,733	1,267
6. 予備費	837,000	0	837,000
歳出合計	28,438,000	26,940,781	1,497,219

歳入歳出差引残額2，089，228円　うち国民健康保険給付費支払準備基金繰入額707，000円
昭和42年度歳入に編する額　1，382，228円

必らず実行すべき事項

1. 手をあげて横断、黄色い小旗利用と安全確認の周知徹底をはかる
2. 通学路のパトロール安全施設の整備点検を励行する
3. 児童を対象に交通教室を開催する
4. 改正道路交通法の周知徹底をはかる

---

1. 大型自動車の安全運転指導の徹底をはかる
2. 酒のみ運転、無免許運転等交通暴力の取締まりと運転車の安全教育を推進する
3. 横断歩道等における歩行者保護の周知徹底をはかる
4. 家族ぐるみ、職場ぐるみ、地域ぐるみで「暴力運転追放運動」を推進する
5. 児童、生徒を対象に自転車の正しい乗り方教室を開催する

---

1. 車両の使用者、安全運転管理者、整備管理者等の責任を高め車両整備の徹底をはかる
2. 仕業点検を励行する
3. ダンプ規制法の周知徹底をはかる
4. 全自動車にタコメーターの取付を推進する
5. 法令講習会、座談会、事業所診断を実施する
6. 車両検査を実施する

---

1. 道路不正使用、車庫代り使用、違法駐車を排除する
2. 危険個所の道路診断を実施する
3. 子供の遊び場等の設置を促進し、路上遊戯の防止について指導する
4. 交通安全施設を整備促進しそのための地元住民の協力をはかる

青生野排水路工事竣工する

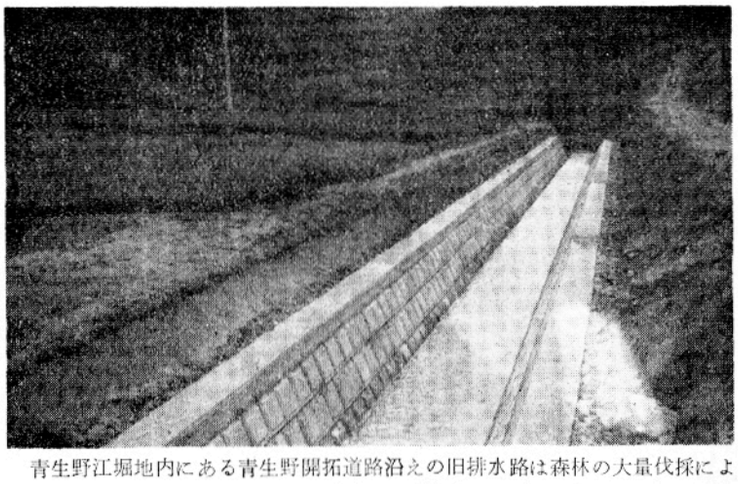

青生野江堀地内にある青生野開拓道路沿えの旧排水路は森林の大量伐採により降雨の度毎に一時に増水し、沿線耕地に大被害を及ぼして来たので、排水路改良工事が計画され、山本組の請負で最近工事が完成しました。工費98万円。

↑ 写真は立派に完成した青生野排水路

アッ危い!!　そのスピードが

死を招く

……秋の交通安全運動……

この運動は、人命尊重の見地から交通事故防止の徹底、特に歩行者の交通事故を最重点として、すべての歩行者、運転者、運転者の雇い主、その他道路交通に関係ある者一般家庭の主婦に交通安全思想の周知を図り、正しい交通ルールの実践を習慣づけることにより悲惨な交通事故を防止することを目的としています。

期間は、十月二十二日から十月三十一日までの十日間　この目的のため

年金だより

みのりの秋

一年の苦労が実を結ぶ秋です。老後をしあわせにする国民年金も一足跳びに稔りの秋をむかえることはできませんが月々のかけ金、それをたゆまず続けることにより黄金の穂波が見られます。

◎保険料第三期分の納期です

十月は国民年金保険料第三期分の納期になっております。忘れず・遅れず・期日までに組合員こぞって完納しましょう。又第一期分と第二期分の未納になっておる方は、この際是非完納して下さい。

農地相談 (3)

「無許可の耕作地の耕作権」

「問」私は一昨年甲から農地を一〇アール賃借し、現在まで耕作してきました。この際農地法の許可は受けておりません。

最近になり、甲は私に農地の返還を請求し、「農地法の許可がないから、あなたには耕作権はない」といっております。この場合、私が借りている農地について、私は耕作権を主張することはできないものでしょうか。もちろん小作料を納めております。

「答」耕作権とは一般的に農民が農地を耕作することについての正当な権限を総称したものといわれております。ですから法律上においては耕作権という特定した権利はなく、常に所有権、地上権、永小作権、賃借権、使用貸借権等具体的な権限に基づき主張することができる権利といえます。

ご質問の農地の賃借権は農地法の規定により農業委員会の許可を受けていない賃借権は法律上有効なものと認められず、これに基づく耕作権を主張することはできないことになります。

農地法上の許可は契約の効力要件として存在するもので地主はあなたとともに農業委員会に対し、賃貸借設定について許可申請をする義務を負担していると考えられますから、地主に対し許可申請に協力するよう要求し、もし地主がこれに応じなければ、賃貸借契約が適法に成立するよう農事調停の申立を裁判所にされた方がよいと考えられます。

（農業委員会）

引揚者特別交付金の請求案内

この特別交付金は、外地に「生活の本拠」を「一年以上」もっていた人が、終戦等のやむを得ない理由により本邦に引き揚げることとなったために、在外財産のみならず、生活利益その他生活に根ざすすべてのものを失った打撃に報いる趣旨で支給されるものです。

（したがって、「生活の本拠」を外地にもっていなかった人たとえば本邦に生活の本拠があり、そこから入営、応召、遊学などで外地に行っていた人のような場合は、支給を受けることができません。）

◆この特別交付金を請求出来る人

1. 外地に終戦日（昭二〇、八、一五）まで引き続き一年以上生活の本拠をもっていて、同日以後引き揚げた人
2. 終戦前に出張、商用等で本邦に来て滞在中終戦のため外地へもどれなくなった人
3. 満州開拓民については一年未満でも支給されます。

①外地とは現在の日本領土以外の地域のことです。

②戦争中引揚者の場合は地域によって特別請求できることもあります

③遺族の場合は配偶者、子、父母、孫の順に請でき求ますが再婚或は養子となった場合除外されることもあります

受付事務

十月十七日より役場住民課窓口係でおこなっています

なおくわしい事柄は窓口係にお尋ね下さい。



流れる雲に、行く水のささやきに、学生のスポーツ姿に深みゆく秋が感じられる。



第二十回 村文化祭

十月二十日に開かれた区長と団体長さん方の打合会で、十一月二十二日準備の日二十三日、二十四日（一般観覧日）の三日間に開くことになりました。

本年は地方自治法施行二十周年、定時制高校創立二十周年記念行事が行なわれるほか二十回を迎え戦後の歩みをとりいれた行事をもつ予定です。くわしいことはチラシでお知らせします。



9月11日なごやかな敬老会が開かれました

さあねよう　アツ　そのまえに

火の点けん

秋の全国火災予防運動

11月26日～12月2日 7日間



おめでた

九月

伊柳沢 水野 光秋 父輝 男
滝ノ下 市川 勝美 〃甲子男
広 畑 窪木 康雄 〃雅 夫
大根屋敷 佐久間富士子〃貞男
戸 倉 関根 照江 〃孝之助
草 牛 田子 里美 〃一 夫
福 原 芳賀 甚子 〃道 夫
大 塩 水野 宏文 〃雅 光
真 坂 湯座 一恵 〃 武

十月

大久保 生田目スイ子 父保男
青生野 笹島 幸弘 〃幸 八
本 坂 藤田千恵子 〃英 昌

おくやみ

九月

木戸沢 鈴木 タネ79才 力弥
真 坂 湯座 良一46 美 良
滝 平 円井 マツ91 操
滝ノ下 蛭田 ユワ78 義 一

十月

大久保 生田目ヤス33 保男
戸 草 本郷 ユキ65 勝 重
大久保 生田目スイ子0保 男
道少田 鈴木 清二67 一
大根屋敷 佐久間貞男32 兼 江

☆たばこは村内で☆買いましょう

村内の小売店で買つたたばこ代金の一部がたばこ消費税として村の大きな財源となります。